

33. 岐宿町に於ける入会林野の現状について

(入会林野経営改善について第I報)

長崎県五島支庁林務課 吉 嶺 芳 徳

1. はじめに

入会林野は普通郷有林とか部落有林とか言っていますが、その面積は長崎県で民有林の20%、五島で40%、岐宿町で60%と大面積である。これらの林野は低

生産性の天然林、シダ生地等が多く、林政上重要である。入会林野率の高い岐宿町の概況は下表の通りである。

第 1 表 産 業 戸 数 人 口

農 業	林 業	水産業	鉱 業	工 業	商 業	公 務 自 由 業	その他	無 職	計
1,043戸	31戸	90戸	—	19戸	61戸	163戸	337戸	163戸	1,907戸
6,096人	175人	459人	—	132人	255人	565人	1,354人	677人	9,713人

第 2 表 土 地

総土地面積	林 野 率	森 林 率	耕 地 率	水 田 率
8,560ha	67%	100%	14%	48%

第3表 林 野 面 積

総林野面積	國 有	私 有
5,728ha	2,445ha	3,282ha

第 4 表 入 会 集 団 別 戸 数 と 入 会 林 面 積

入会集団名	唐船の津	戸岐の首	岐 宿	水 の 浦	楠 原	寺 脇
関係戸数	34	28	442	63	165	96
面 積	274	306	212	28	40	187
入会集団名	松 山	中岳北部	中岳南部	二 本 楠	川 原	計
関係戸数	138	167	127	96	333	1,691
面 積	245	260	156	149	254	2,113

2. 成 立 経 過

藩政時代は五島藩の所領で、薪炭草等の採草地と稼場と称する直領があったと思われる。その後地租改正、官民有区分等で国有地に編入され、国有地に立入り処罰されている。その後住民の連記による払下げ申請をなし、明治末期～大正に有償で払下げ、郷有林あるいは代表者名義となった。部落有林野統一では変化

をみなかったが、戦後の政令により、郷有林の町有化をおそれ、個人又は記名共有名義で登記したが、権利者は林野に平等の権利を有しておる。名義者が死亡、行方不明等による権利を失った後も名義変更、移転も登記、相続登記は皆無といって良い現状である。

3. 入会林野をめぐる問題点

権 利 関 係

1. 成文規約がなく書類記録が不整理である。
2. 権利者と名義人は一致せず、名義人の死亡、行方不明により、確認困難なものがある。
3. 加入退脱の条件が検討すべき点がある。
4. 収益の使途は公共事業費、部落費に充当され、林野への再投資が少ない。

利用関係

1. 林野の利用区分が明確でない。
2. 割山利用、同利用林の処分について、権利者の一致した意見、成文取決めがない。
3. 低生産性の天然林が多い。

管理施業関係

1. 自己財源がなく、自力造林困難、融資の道も開かれていない。
2. 賦役による施業が行きづまっている。
3. 管理機構が整っていない。
4. 技術水準が低位である。
5. 手入れ不足による成績不良林分が多い。
6. 第三者との分収林契約も、地上権の設定ができず困難である。

その他

1. 経営改善への意欲が不足している。
2. 入会林野と個人有との境界（蚕食状の割山利用の造林地を含）が不明瞭である。
3. 境界査定に高額を要し、境界侵犯も放置されがちである。
4. 割山利用料、回定資産税の負担について平等性

を欠いている。

5. 権利者の職種が多く、権利者数も多く意見の調整がはかりにくい。
6. 施業計画がなく、経営が行きあたり、ぱったりである。

以上が各入会集団の共通する問題点である。いずれの林野も森林として利用される以外にないもので、造林を推めるものとして検討する。

4. 経営改善への対策私案及び結び

土地の利用を林野と考え次の方向に従い改善を進めたい。

1. 入会林野の近代化をはかる前提として、各入会集団の自発的意欲を高揚させ、実態の把握、将来の方向を定め、経営計画を作成する。共同経営、分割利用のの基本路線を定めさせる。
2. 権利の明確化をはかるため、名義者の確認、権利者の確認、境界の査定を行わせる。
3. 共同経営するなら、生産森林組合等の法人化をはかる。割山利用分は個人分割にしたい。
4. 生産森林組合設立後は自力造林、融資造林、分収造林等を推進していく。
5. 入会林野を町有化し、地上権の設定を永久になし、固定資産税相当額の利用料を払い、名義上の簡略化をはかり、造林を推進するも一方策かと思料する。

34. 都市近郊農山村における林業労働の実態

—福岡県粕屋郡久山町久原地区の調査より—

九大農学部 黒田 迪夫
吉良 今朝 芳

1. 調査の目的と方法

昭和30年頃よりわが国経済の高度成長に伴い、農山村から都市の第2次、第3次産業へ労働力の流出が増加したため、地元の農山村では農業や林業の労働力の確保が次第に困難になりつつあるといわれるが、その実態はどうか。この調査はこのような視点から九大演習林をもつ福岡県粕屋郡久山町久原地区で、林業に雇

用される労働力の実態を調べたものである。調査は久山町及び久原地産の一般概況調査と林業労働者に対する面接聞き取り調査にわけ、林学科4年生の全員が参加して行った。

2. 久山町及び久原地区の概況

久山町は福岡市の中心から東に約20軒のところに位置し、福岡市と筑豊の若宮町、宮田町を結ぶ県道が町の